

第6回臨時会

令和4年10月14日開会

令和4年10月14日閉会

小清水町議会会議録

小清水町議会

令和4年第6回小清水町議会臨時会会議録

○議事日程（第1号）

令和4年10月14日（金曜日） 午前11時00分開会

第 1 会議録署名議員の指名について

第 2 会期の決定について

（議長諸報告について）

第 3 議案第62号 令和4年度小清水町一般会計補正予算（第4号）について

○出席議員（10名）

1番 梶間善高君
3番 瓜田新一君
5番 高橋隆文君
7番 佐藤智君
9番 木戸寛治君

2番 鬼塚茂君
4番 森浩君
6番 工藤孝一君
8番 更科浩司君
10番 坂田秀昭君

○地方自治法第121条の規定により、本会議に出席を求めた者

小清水町長
小清水町教育長
小清水町選挙管理委員長
小清水町農業委員会長
小清水町代表監査委員

久保弘志君
加藤友幸君
吉田正貴君
今村昇君
重成一男君

○委任を受け出席した者

副町長
総務課長
企画財政課長
保健福祉課長
選挙管理委員会事務局長
監査委員事務局長

鈴木祐之君
細川正彦君
石丸寛之君
斉藤高広君
細川正彦君
村上信二君

○本会議の事務に従事した者

議会事務局長
書記

村上信二君
谷綾乃君

◎開会の宣告

○議長（坂田秀昭君）ただいまから、令和4年第6回町議会臨時会を開会いたします。

（開会 午前11時00分）

◎開議の宣告

○議長（坂田秀昭君）直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（坂田秀昭君）日程第1、本日の会議録署名議員は、

5番 高橋 隆文 議員 6番 工藤 孝一 議員

を指名いたします。

◎会期の決定について

○議長（坂田秀昭君）日程第2、会期の決定について、議会運営委員会の報告を求めます。

森浩議会運営委員長。4番。

○議会運営委員長（森浩君）それでは、議会運営委員会の審査報告をいたします。

令和4年第6回小清水町議会臨時会を開催するに当たり、先ほど、議会運営委員会を開催し、本日開会する臨時会の会期、運営等について協議をいたしました。

本臨時会に提出された議案の件数及び内容等を審査いたしまして、本臨時会の会期は、本日10月14日、1日とすることが適当であると判断をいたしました。

以上、議会運営委員会の報告といたします。

○議長（坂田秀昭君）議会運営委員長の報告は会期1日であります。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。よって、会期を本日1日と決定いたします。

◎議長諸報告について

○議長（坂田秀昭君）本日の会議に関する諸報告を村上事務局長から報告させます。

○事務局長（村上信二君）諸般の報告をいたします。

本日の会議出席委員数は10名でございます。本日の会議に関する説明員の出席につきましては、報告書を配付しております。

以上で、諸般の報告を終わります。

○議長（坂田秀昭君）町長から挨拶がございます。

久保町長。

○町長（久保弘志君）改めまして、こんにちは。臨時町議会の開会に当たりまして一言御挨拶申し上げます。新型コロナウイルス感染症の全数調査の手法が見直され、日々の発生数把握には至りませんが、依然、まちなかでは感染が続いているようです。未だ続くコロナ禍においての物価高騰緊急支援対策として打ち出されました国の給付金事業につきまして、早々に給付が開始できるよう、本日、令和4年第6回臨時町議会を招集させていただきました。議員の皆さまには、御多用の中、全員の御応召を賜りましたこと厚くお礼申し上げます。本臨時町議会では、住民税非課税世帯等を対象とした臨時特別給付金事業に関係する予算を追加する、一般会計補正予算1件について御提案申し上げます。

補正予算の内容につきましては、このあと担当課長から説明させますので、よろしく御審議のうえ原案に御協賛下さいますようお願いを申し上げます。臨時町議会開会に当たっての挨拶といたします。

◎議案第62号

○議長（坂田秀昭君）日程第3、議案第62号、令和4年度小清水町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

説明を求めます。

石丸企画財政課長。

○企画財政課長（石丸寛之君）ただいま上程されました議案第62号、令和4年度小清水町一般会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

議案書3ページをお開きください。歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,160万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を76億6,636万1千円とするものでございます。

このたびの補正予算につきましては、新型コロナウイルス感染症が長期化するなか、電気・ガス・食料品等の高騰に伴い、家計への影響が大きい低所得者世帯に対し、その生活を支援し、住民の安定に資する観点から、該当世帯1世帯あたり5万円の臨時特例の給付を実施する住民税非課税世帯等に対する支援を行うこととし、本年9月26日付で国の支給要領の一部改正がなされたところでございます。御提案させていただき、補正予算は、ただいま御説明申し上げました、国の事業による給付事業と合わせまして、国の事業で、非課税世帯であっても被扶養者である場合は対象外となる世帯については、その同額を町単独事業により速やかに給付を行うため提案させていただきものでございます。

8ページをお開きください。初めに歳出予算ですが、主要施策調べと合わせて御覧いただきたいと思っております。

4款衛生費1項7目新型コロナウイルス感染症対策費10節需用費から12節委託料は、事務費として、需用費に6万円、役務費に49万4千円、委託料に、システム改修業務委託料55万円を追加計上するものでございます。

18節負担金補助交付金は、国の給付事業対象者として、住民税非課税世帯520世帯、昨年度より家計が急変した世帯数を10世帯、計530世帯と推計し2,650万円、町独自事業といたしまして、国の給付事業対象外となる世帯を80世帯と見込み、給付金400万円、国事業分、町独自分、併せました住民税非課税世帯等臨時特別給付金3,050万円を追加計上するものです。

次に、歳入予算ですが、6ページにお戻り下さい。14款国庫支出金、2項2目民生費国庫補助金は、住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業の国庫補助分への充当財源で、2,754万円を追加計上するものです。19款繰越金は、財源調整として406万4千円を追加計上するものでございます。

なお、9月12日付で、政府は、新型コロナウイルス対策の地方創生臨時交付金の枠組みの中で、物価高騰対応に重点化した新たな交付金の創設を決定し、エネルギーや価格高騰の影響を受けた生活者や事業者を支援することとされました。

先般9月20日でございますが、本町においては、3,122万1千円が交付限度額であることが示されましたので、現在、各関係機関との協議を進めており、物価高騰対応として高い効果が見込まれる事業の選定作業を進めているところでございます。この新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金充当事業を計上する補正予算につきましては、11月の開会をお願いをする臨時町議会において提案させていただき予定でございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

6番、工藤孝一議員。

○6番（工藤孝一君）はい、6番。ただいま説明がありましたウイルス感染対策ということでの説明でございますが、まず一つは、こういった本町独自の給付事業の取組、この事業について、近隣町村でも同じく取り組んでいる町村があるのか、分かる範囲でお示しいただきたいと思っております。

それともう一つ、この国の事業で対象となる範囲とならない範囲という区分けは、私よく分からないんですが、住民税を計算する場合、均等割のかからない非課税と所得割がかからない世帯とが、そういうふうな分類をして申告するわけですけども、そういった区分けとは全く違うのか、その点も御説明いただきたいと思っております。お願いします。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

斉藤保健福祉課長。

○保健福祉課長（斉藤高広君）まず1点目の本町独自のやり方、他の町ではどうかということなんですけ

れども、それぞれの町でいろんなやり方で独自施策が組んでいると思いますけども、この件に関する、直接国の支援に基づくもので、それとの関連で本町のその独自分に直結したようなことは、近隣ではやられていない、本町独自の施策というふうに認識をしております。

もう一点目の、この独自の分の内容なんですけども、これにつきましては、通常、国の支援の分は非課税世帯であって、その世帯員が他の課税世帯から扶養認定されているものだけで構成されている世帯は対象外とされておりますので、本町は、その部分を、公平性を図る観点から非課税世帯、全員に扶養認定されているのみの世帯も含めて、その分は独自事業で拾うということにさせていただいております。

○6番（工藤孝一君）分かりました。

○議長（坂田秀昭君）ほかに。

5番、高橋隆文議員。

○5番（高橋隆文君）はい、5番。ちょっと確認をさせていただきたいんですが、国の対象からは今、説明で分かりましたけれども、国の対象になっている住民非課税世帯と家計急変世帯、これちょっと先ほど説明ありましたけども、どういう戸数、世帯になっているか、もう一度、詳しく説明お願いしたいと思います。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

齊藤保健福祉課長。

○保健福祉課長（齊藤高広君）国の支援に係る通常分につきましては、令和4年度分の住民税非課税世帯が対象となっております。すなわち、前年度の所得から換算されて本年度の住民税の負荷の状況が決まると思いますけれども、家計急変世帯といいますのは、本年度は課税なんですけど、住民税非課税世帯と同様、同水準にある方、前年度の所得は課税基準を満たしておりますので賦課されているんです、令和4年度。ただ、現状、家計が急変して住民税非課税世帯並みですよという申請書が出されれば、認定されればその方たちには家庭急変世帯ということで支給されるという事業を持っております。

令和4年度分、これから拾いますけれども、この事業、実は令和3年度も額は違いますがやっています。その中では、件数はちょうど10件ございました、10件。令和3年度の実績では10件です。その参考数値をもとに今回の予算計上をさせていただいております。

○議長（坂田秀昭君）ほかに。

3番、瓜田新一議員。

○3番（瓜田新一君）はい、3番。住民税非課税世帯で、前年度の収入でなりますよね。今の説明だと、今年度になって、前年度は税金を払ったけど今年度、急変して下がったと。その反対というのはありますか、何か。去年は非課税だったけども、今年商売がうまくいって、そういう人も、これでいくと当たるようになりますよね。そういう世帯の対応というのは、何か、何件かあるのかなのか、例としては何か。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

齊藤保健福祉課長。

○保健福祉課長（齊藤高広君）あくまで今回、物価高に関する家計急変ということで、例えば、季節によって収入が変動するようなところは、またそこは違いますがなっております。あくまで趣旨に基づいて、物価変動に基づいて、この国の制度設計でいきますと、4月から12月の期間で申請できる対象期間が定められております。その期間で、前年度の収入との比較で、任意の、任意といいますか、実際に減収になった月の差し引きをもとに、それを12か月で掛けて、それでその収入が、住民税非課税世帯並みになるかどうかということが基準となっております。

以上です。

○議長（坂田秀昭君）よろしいですか。ほかに。ありませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第62号、採決いたします。原案のとおり、決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 御異議ないものと認めます。

よって、議案第62号、原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長(坂田秀昭君) 以上で、本町議会臨時会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

これをもって、令和4年第6回町議会臨時会を閉会いたします。

慎重審議、ありがとうございました。

(午前11時17分)